

「薬事法の施行について」による承認を要しない化粧品についての効能効果の表現の範囲

(平成12年12月28日医薬発第1339号)

化粧品の効能の範囲

(1) 頭皮、毛髪を清浄にする。	(28)皮膚の乾燥を防ぐ。
(2) 香りにより毛髪、頭皮の不快臭を抑える。	(29)肌を柔らげる。
(3) 頭皮、毛髪をすこやかに保つ。	(30)肌にはりを与える。
(4) 毛髪にはり、こしを与える。	(31)肌にツヤを与える。
(5) 頭皮、頭髪にうるおいを与える。	(32)肌を滑らかにする。
(6) 頭皮、毛髪のうるおいを保つ。	(33)ひげを剃りやすくする。
(7) 毛髪をしなやかにする。	(34)ひげそり後の肌を整える。
(8) クシどおりをよくする。	(35)あせもを防ぐ(打粉)。
(9) 毛髪をつやを保つ。	(36)日やけを防ぐ。
(10)毛髪につやを与える。	(37)日やけによるシミ、ソバカスを防ぐ。
(11)フケ、カユミがとれる。	(38)芳香を与える。
(12)フケ、カユミを抑える。	(39)爪を保護する。
(13)毛髪の水分、油分を補い保つ。	(40)爪をすこやかに保つ。
(14)裂毛、切毛、枝毛を防ぐ。	(41)爪にうるおいを与える。
(15)髪型を整え、保持する。	(42)口唇の荒れを防ぐ。
(16)毛髪の帯電を防止する。	(43)口唇のキメを整える。
(17)(汚れをおとすことにより)皮膚を清浄にする。	(44)口唇にうるおいを与える。
(18)(洗浄により)ニキビ、アセモを防ぐ(洗顔料)。	(45)口唇をすこやかにする。
(19)肌を整える。	(46)口唇を保護する。口唇の乾燥を防ぐ。
(20)肌のキメを整える。	(47)口唇の乾燥によるカサツキを防ぐ。
(21)皮膚をすこやかに保つ。	(48)口唇を滑らかにする。
(22)肌荒れを防ぐ。	(49)ムシ歯を防ぐ。()
(23)肌をひきしめる。	(50)歯を白くする。()
(24)皮膚にうるおいを与える。	(51)歯垢を除去する。()
(25)皮膚の水分、油分を補い保つ。	(52)口中を浄化する(歯みがき類)
(26)皮膚の柔軟性を保つ。	(53)口臭を防ぐ(歯みがき類)。
(27)皮膚を保護する。	(54)歯のやにを取る。()
	(55)歯石の沈着を防ぐ。()
	使用時にブラッシングを行う歯みがき類に限る。

注1 例えば、「補い保つ」は「補う」あるいは「保つ」との効能でも可とする。

2 「皮膚」と「肌」の使い分けは可とする。

3 ()内は、効能には含めないが、使用形態から考慮して、限定するものである。

この他に、「化粧くずれを防ぐ」、「小じわを目立たなくみせる」、「みずみずしい肌に見せる」等のメーキャップ効果及び「清涼感を与える」、「爽快にする」等の使用感等を表示し、広告することは事実上反しない限り認められるものであること。(平成13年3月9日 医薬監麻発第288号)